

水野介護老人保健施設 所定疾患施設療養費(I)の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費(I)の算定状況について公表します

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

病名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
		月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
肺炎	件数			3	3	2		1			1	2	3	15
	日数			18	19	14		3			7	14	19	94
尿路感染症	件数					1								1
	日数					3								3
带状疱疹	件数													0
	日数													0
合計	件数	0	0	3	3	3	0	1	0	0	1	2	3	16
	日数	0	0	18	19	17	0	3	0	0	7	14	19	97

算定条件

1.対象となる入所者の状態は次の通りです。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

2.上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定します。

また1回に連続する7日を限度とし、月1回に限り算定する。

3.診断名、診断を行なった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。

4.請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。

5.算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の点滴、内服、水分補給（経口・点滴）、喀痰吸引など診察結果をもとに適宜必要な治療を行なっています。